

後期高齢者医療制度に関する意見書

急速な少子高齢化が進行するなか、国民皆保険制度を維持し、後期高齢者が将来にわたって安心して医療を受けることができるよう、新たに「後期高齢者医療制度」が創設されることとなった。本府においても、制度の実施主体となる後期高齢者医療広域連合を設立し、構成市町村とともに、制度実施に向けた準備事務を進めているところである。

本制度は、被保険者一人ひとりに保険料を賦課するものであり、一定の激変緩和措置もとられているが、被用者保険の被扶養者であった者には、新たな負担が生じるものである。また、今後の医療費の増大、後期高齢者人口の増加により、保険料の負担割合が増加する制度設計となっている。

医療や介護に係る高齢者の負担はますます増大すると考えられるなか、保険料負担のあり方については、十分な配慮が求められるところである。

よって、大阪府後期高齢者医療広域連合議会は、被保険者に過度な負担を招くことなく、安心して医療を受けることができるよう、国の責任において、財源措置を含めた必要な措置を講ずることを、国に対して、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年2月 日

内閣総理大臣
財 務 大 臣 あて
厚生労働大臣

大阪府後期高齢者医療広域連合議会議長 太田 勝義